

石綿による良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚について

労働基準法施行規則別表第1の2

第四号 化学物質等による次に掲げる疾病

1～7 (略)

8 1から7までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

第五号 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病

第七号 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

1～6 (略)

7 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫

8～18 (略)

- 1 石綿による疾病の認定基準に基づく「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」に係る本省協議事案のうち、業務上の疾病と判断した件数（年度）

	17	18	19	20	計
良性石綿胸水	2	40	25	33	100
びまん性胸膜肥厚	1	7	3	2	13

- 2 「石綿による疾病の認定基準について」（平成18年2月9日付け）

(1) 認定基準の概要

① 石綿による疾病

ア	石綿肺
イ	肺がん
ウ	中皮腫
エ	良性石綿胸水
オ	びまん性胸膜肥厚

② 石綿による疾病の取扱い（抄）

1 良性石綿胸水

石綿ばく露労働者に発症した良性石綿胸水については、石綿ばく露作業の内容及び従事歴、医学的所見、療養の内容等を調査の上、本省に協議すること。

2 びまん性胸膜肥厚

(1) 石綿ばく露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、次のア及びイのいずれの要件にも該当する場合には、別表第1の2第4号8に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア 胸部エックス線写真で、肥厚の厚さについては、最も厚いところが5mm以上あり、広がりについては、片側のみ肥厚がある場合は側胸壁の1/2以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の1/4以上あるものであって、著しい肺機能障害を伴うこと。

イ 石綿ばく露作業への従事期間が3年以上あること。

(2) 上記(1)のアの要件に該当するものであって、かつ、イの要件に該当しないびまん性胸膜肥厚の事案については、本省に協議すること。

(2) 「平成15年石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」の概要

良性石綿胸水の約半数は胸痛、呼吸困難等の自覚症状がある。一方、自覚症状がなく、健康診断等により胸水が発見される場合もある。いずれの場合であっても、精密検査が必要となる、たとえ、胸水が自然消退した後でも、びまん性胸膜肥厚となり、対側あるいは同側に胸水貯留を繰り返すこともある。また、まれにはあるが、明らかな胸水貯留を呈さずに、徐々にびまん性胸膜肥厚が進展する場合がある。

進展したびまん性胸膜肥厚では、著しい肺機能障害を来す場合があること、また、良性石綿胸水でも、まれには胸水が被包化されて消退しない場合がある。このような場合、肺機能障害が改善しない。

以上のことから、石綿への職業ばく露により生じた良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚で、著しい肺機能障害等に対して適切な療養が必要な事案については、労災補償の対象とすべきである。

（「平成15年石綿ばく露労働者に発症した疾病の認定基準に関する検討会報告書」より抜粋）

(3) 「平成18年石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方報告書」の概要

〔良性石綿胸水〕

胸水は、石綿以外にもさまざまな原因で発症する疾患である。また、良性石綿胸水は、石綿以外の原因を除外することにより確定診断がなされるため、石綿ばく露歴が確認できなければ、石綿以外の原因による胸水との区別はできない。

つまり、明らかな石綿ばく露作業歴が認められる症例で、除外診断により石綿以外の他の原因が否定された場合に、石綿によるものと考え、良性石綿胸水と診断される。

〔びまん性胸膜肥厚〕

びまん性胸膜肥厚は、原因不明のものや石綿ばく露とは無関係なものもあり、石綿ばく露歴の客観的な情報がなければ、他の原因によるびまん性胸膜肥厚と区別して石綿によるものと判断することは難しい。したがって、石綿によるものであるかどうかの判断に当たっては、石綿ばく露歴の確認、他疾患との鑑別が重要である。

（「平成18年石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方報告書」より抜粋）